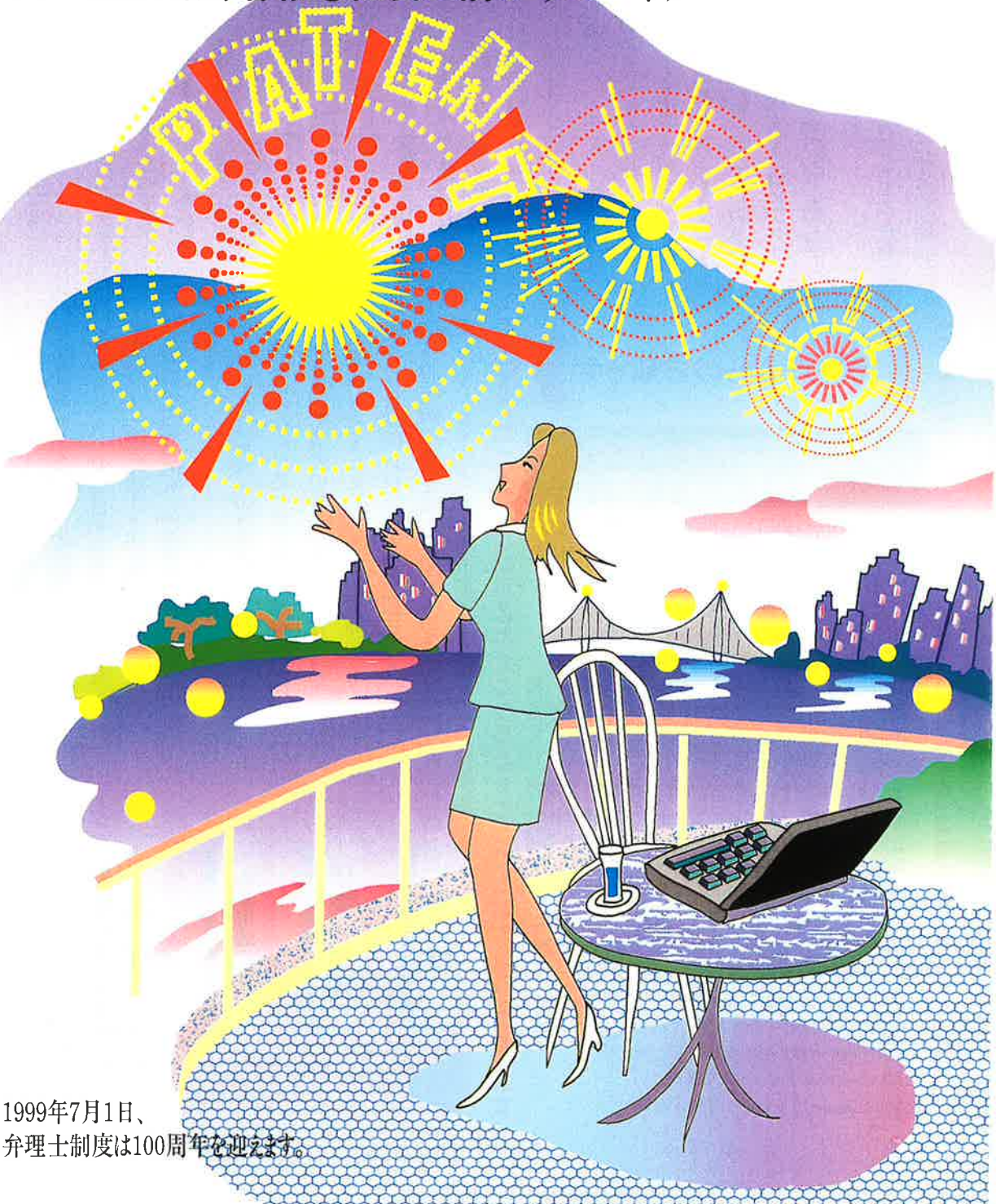


PATENT Attorney

パテント・アトニー

弁理士は知的所有権を社会に活かすパートナー



特集 ちよつと待て、
発表前に出願を!!
ヒット商品を支えた特許
「アルバ・スプーン」(セイコー
インスツルメンツ)

- 弁理士法改正
- 特許庁からのお知らせ
- 知的所有権立見席
- 知的所有権豆知識
- 弁理士会からのお知らせ

弁理士会広報誌
1997

夏号

1999年7月1日、
弁理士制度は100周年を迎えます。

これまで、腕時計のヒット商品といえば、1か月に1万個売れたモデルだった。セイコーの「アルバ・スプーン」(販売セイコー、製造・セイコーインスツルメンツ)は95年11月末の発売から1年で100万個を売って業界の常識を覆し、その後も人気不衰える気配はない。その名の通り、スプーンをひっくり返したようなデザインがミソだ。

セイコーインスツルメンツが、オリジナルヒット商品の開発に熱意を燃やした結果生まれたのが、この「アルバ・スプーン」である。普及型ブランドであるアルバの最新シリーズとして企画され、久米寿明氏・戸村吉将氏がデザインした。成功のキは、ターゲットを明確にして、行動様式や価値観などを徹底的に研究したことにある。ターゲットとなしたのは「ボーダー」と呼ばれるスノーボードやスケートボードなど、リーススタイル・スポーツを楽しむ若者層だ。時代の最先端をいくボーダー



ヒット商品を支えた特許
「アルバ・スプーン」(セイコーインスツルメンツ)
意匠登録第九七〇七九五号

6 VOL.

空前のヒット商品の
デザインを守る
意匠権

は「スマーケットのリーダー」でもある。デザイン部門の担当者は、実際にこうした若者たちが集まる場所に出かけ、その場の雰囲気をつかみ、また彼らの生の声も聞いて歩いたという。そこで出てきたイメージは、「ぶくりにていてあたたか、感じがあった」。

最終的なモデルができた段階で、ヒットの予感があったよう

だ。95年11月初旬に出願し類似品出現直後に早期審査制度を申請、96年9月に意匠権を取得した。日本のほかに外国でも多数、意匠権を取得している。

空前のヒット商品とあって、類似品は早くも96年2月に出回り始めた。96年秋以降、流通業者などに警告文書を出した。一向に類似品が減らないことから、同社は97年2月、税関に対して類似品の差し止めを申請した。

「類似品の実物を買って集めて、差し止めの申請書にも写真などを添付しました」と同社知的財産部特許管理課の渡辺京子さん。その数は40種にのぼる。申請から5日後、横浜税関で8千2百個のスプーンもときが差し止められた。

「意匠登録の重要性を実感するケースでした。社内でも知的所有権に対する認識が高まっています」と特許管理課長の仲村典恭さん。同社は香港での差し止め訴訟、意匠登録の告知などを展開、意匠権によってスプーンのアフタヌーンイイを守っている。

(取材協力:セイコーインスツルメンツ(株)7月1日をもってセコー電子工業(株)から社名変更しました)

知的所有権豆知識

6

意匠はデザイン?

意匠法で保護される意匠って何でしょうか?

意匠という言葉は国語の辞書で調べると、工夫とか趣向等と書いてあり、和英の辞書では(a design)と記載されています。逆に、デザインを調べると、意匠、図案、設計等の文字が並んでいます。結局、これら

の語彙からも明らかのように、単に物の形状が意匠というのではなく、何らかの意図的な趣向が凝らされて初めてその外観が意匠法での意匠となるでしょう。

意匠法では、意匠の外観を、形状とそこに表された模様や色彩を組み合わせたもので判断しますが、さらに視覚を通じて美感を生じさせるものと規定されています。この美感部分こそが、商品の機能に基づく単なる物の形ではなく、いわゆる工夫を凝らした趣向部分になるでしょう。新しい商品の外観に関するアイデアが、形状や模様などの物品の外観に現れるものであれば、意匠法で保護できる可能性があります。

あります。一般にはデザインとひとまとめに呼ばれるものですが、新商品がその機能の良さではなくデザインの新しさでヒット商品になることは少なくありません。

新製品を開発する際には、意匠登録の必要性を再度確認しても良いのではないのでしょうか。

弁理士会意匠委員 佐藤 年哉



パテント・アトニー

平成9年7月22日発行 第6号 無断転載禁止
編集 弁理士会広報委員会
発行 弁理士会

東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100

電話 03-3581-1211(代)

FAX 03-3581-9188

http://www.asahi-net.or.jp/~kb7h-egc/
「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。



▲「商標法改正について」のパンフレット

弁理士会からのお知らせ

- 「特許・意匠・商標なんでも110番」
特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
- 弁理士の仕事や特許制度をやさしく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。

- 弁理士を紹介します。
- 講師として弁理士を派遣します。
- 商標法改正についての解説パンフレットを作成しました。改正の主な内容をわかりやすく解説しています。1部100円(送料含)
- お問い合わせは下記まで
弁理士会(広報課) Tel 03-3581-1211
弁理士会大阪分室 Tel 06-775-8200
弁理士会名古屋分室 Tel 052-581-5885



ちよひと待て、発表前に出願を!!

〔特許をいぬは〕

日常よく耳にする「特許をとる」という言葉を、「こ」では、特許権、実用新案権もしくは意匠権を得ることを意味するものとします。特許権は発明を、実用新案権は考案を、意匠権は意匠(デザイン)を考え出したことに対して与えられます。発明と考案との間に実質的な差はありません。日本で「特許をとる」には、発明について特許を、考案について実用新案登録を、意匠については意匠登録を受けることが必要であり、そのために必要とされる事柄が幾つかあります。そこで、それらうちの基本的なものについて述べてみます。

第一に、特許、実用新案登録もしくは意匠登録を受けるためには、申請を行うことが必要です。この申請は、必要事項を記載した願書を、それに必要とされる文書(明細書及び図面等)を添付して特許庁長官に提出することにより行わなければならない。この申請を行うことは、通常、「出願をする」といいます。

第二に、特許、実用新案登録もしくは意匠登録を受けるには、対象の発明、考案もしくは意匠が、新たに創作されたものでなければならず、そのことを「新規性」を具えていなければならないと言います。平たく言えば、出願をする

前に世間で知られたもの(公知公用のもの)であつてはならないということです。

従つて、特許、実用新案登録もしくは意匠登録を受けるための出願は、対象の発明、考案もしくは意匠が「新規性」を失わないように行うことが必要とされます。例えば、発明、考案もしくは意匠について記載された論文、発表文書、雑誌記事、新聞記事、カタログ、パンフレット、取扱説明書等々の文書が公表されると、あるいは、発明、考案もしくは意匠が盛り込まれた製品についての展示発表、発売等がなされると、その発明、考案もしくは意匠は「新規性」を失うことが多いので、このような文書の公表前、あるいは、製品についての展示発表、発売等の前に、出願を済ませておかなければなりません。

〔発表してしまつたら〕

「新規性」に関してさらに述べますに、何等かの理由により、発明、考案もしくは意匠が、出願を済ませる前に「新規性」を失つてしまつたと思はれることになる事態が生じることがあります。その際には、生じた現実を冷静に受け止め、適切に対応することが必要であり、例えば、次のような対処が望まれます。

(1) 先ず、そうした事態をまねいたことを反省し、再度生じることがないようにするための措

事者又は訴訟代理人が直に之を取消し又は更正せざる時は自ら之を為したるものと看做す」と規定され、第九条の二には、

『弁理士は特許法第七十八条第一項、実用新案法第四十七条第一項、意匠法第五十九条第一項又は商標法第六十三条第一項に規定する訴訟に関して訴訟代理人たることを得』と規定されています。表現上なじみにくいと思ひますが、これらが弁理士の仕事です。



シリーズ① 弁理士 解体新書

本シリーズでは、一般に知られていない弁理士の実像について解説していきます。

まず、第1回は、弁理士の仕事の解説です。

弁理士の仕事は、弁理士法という法律によって定められています。この法律の第一条によれば、

『弁理士は特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願に関し特許庁に対し為すべき事項及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立又は裁定に関し通商産業大臣に対し為すべき事項の代理並に此等の事項に関する鑑定その他の事務を行ふことを業とす』

とあり、更に、第9条には、

『弁理士は特許、実用新案、意匠若しくは商標又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)の規定に依る国際出願(以下単に国際出願と称す)に関する事項に付裁判所に於て当事者又は訴訟代理人と共に出願し陳述を為すことを得其の陳述は當



それでは、次にこれらを少し分かり易く解説しましょう。「特許」というのは、俗に専売特許と言われているものです。「実用新案」というのは、俗に新案特許と言われているものです。「意匠」はデザイン、「商標」

置を迅速に講じる。

(2) 次に、諦めてしまつたことなく、次善の策をとる。

① 文書が公表されてしまつたという場合、その文書では明らかにされていない部分を明確にし、それについての出願を考へてみる。

② 製品についての展示発表、発売等がなされてしまつたという場合、その製品に盛り込まれていることについての立証が困難とされる部分を明確にし、それについての出願を考へてみる。

(3) それとともに、特許法第30条(実用新案法で準用)及び意匠法第4条で規定されている「新規性の喪失の例外」の適用を受けることを考へる。

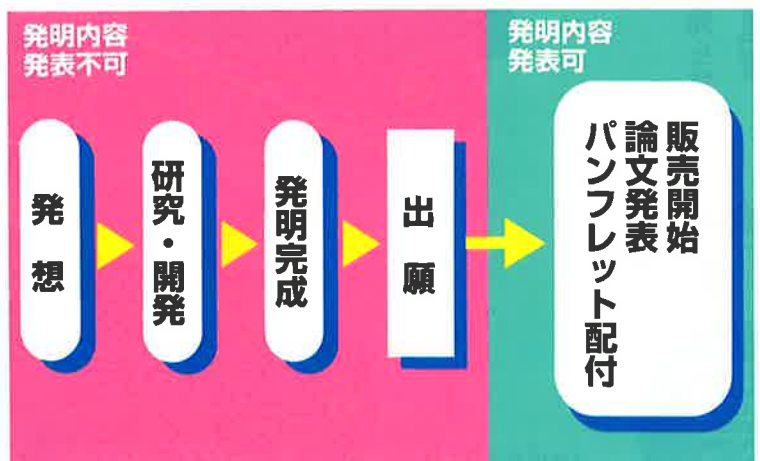
このように、「新規性の喪失の例外」の規定をも考慮に入れた対処が考えられますが、注意すべきは、「新規性の喪失の例外」の規定は、「新規性」を失うことになつてしまつた発明、考案もしくは意匠について、原因の特種性に鑑み、例外的に「新規性」を失わなかつたものとみなすというものであつて、その適用を受けるには、

特許庁からのお知らせ

知的財産に関する研究・研修機能の強化施策

特許庁では知的財産の保護・活用に関する理念・戦略を確立し、これを広く普及していくため、知的財産に関する研究・研修機能の強化に取り組んでいます。

- 平成9年度の特許庁施策
 - 以下のような研究及び研修を実施する予定です。
 - 研究者招へいによる共同研究の実施
 - 海外(欧米及びアジア)から知的財産権分野の研究者を招へいして、我が国研究者との共同研究を推進させるものです。
 - 各種セミナーの開催
 - 知的財産権分野の研究者の実務専門家、企業経営者等の幅広い関係者の参加を得て、知的財産権に関する討議形式のセミナーを開催し、参加者の相互啓発を図るものです。
 - 知的財産権専門家セミナー
 - 〔弁理士、企業の知財担当者、特許庁審査官等〕による、実務や今後の知的財産権制度のあり方に関するグループ討議
 - 新規産業育成知的財産権セミナー
 - 〔中小・ベンチャー企業関係者を対象とした、知的財産権の戦略的活用法等に関する研修〕
- お問い合わせは、特許庁総務課まで
電話03-3581-1101(代)(内線2109)



比較の厳しい条件と手続とが課せられるという事です。
弁理士会特許委員
神原貞昭

はトレードマークと言われているものです。

商品開発に当たっては、その商品の機能や性能をアップさせ、より良いものをより多く売るために、開発関係者は、色々と知恵を絞ります。その絞つた知恵の成果が、発明や考案であり、斬新なデザインであり、またその商品に付されるネームなどのマークです。そして、発明は特許権として、考案は実用新案権として、デザインは意匠権として、マークは商標権として権利化し、その商品の優位性をできるだけ長く持続させようとしています。今日のような国際化時代には、これらの権利取得は、国内のみならず広く国外

においても行われます。このような商品開発の初期の段階から権利取得の過程を経て権利消滅に至るまでの必要な手続処理を本人に代わて行うのが弁理士の仕事です。云々、代えれば、特許に関する相談、特許調査や鑑定、特許権等の取得に必要な特許庁や通産省や裁判所への手続の代理、権利維持や擁護に必要な処置を本人に代わて行うのが弁理士の仕事です。

弁理士会
弁理士法改正特別委員会
委員長 篠原泰司

知的所有権 立見席

特許とバイオ

醤油、味噌、酢、酒、納豆など我が国のバイオテクノロジーの歴史は古い。ところがこの所、米国政府研究機関、米国企業などが我が国で特許を取得するケースが急激に増えている。親しく付き合っている特許事務所ではこの米国特許件数の増加を「驚異」と見ている企業が多いと言っている。この米国の「驚異」を研究に取り組む姿勢、研究者の質、研究環境が違ふと言えばそれまでだが、ハイテク御三家と言われるバイオ、エレクトロニクス、新材料で我が国が危うい状況に追いこまれていると言っても良い。その最中、首相の諮問機関である科学技術会議が、今後十年間をみすえた「ライフサイエンスに関する研究開発基本計画」原案を提示し、専門家による議論を開始し、近く答申する。

同会議が昭和48年にライフサイエンス部会を設置して以来初めて示す総合的な研究方針となる。その中で遺伝子組み替え技術、クローン技術を含むライフサイエンスは医療、



環境、農業、工業に革新をもたらし、人類が直面する食料問題にも大きな貢献をすと指摘する。社会・経済のニーズに応えるばかりか経済フロントの拡大と新産業創出の源であると分析し、重要な研究テーマを提示する。社会倫理問題に配慮しながら国を挙げて研究を…と指摘する。

勿論、特許庁も審査の運用指針を提示、積極的な特許取得を呼びかけ、一見環境は整うように見える。だが、これがスタートだ。先端技術の特許にする難しさ、発展し続けるこの分野の技術を常にフォローし、先進国と対等、あるいはそれ以上に受け止める態勢が必要。難しい、解らないと言って後回しにするのはプロパテントに目覚めた我が国の取るべき道ではない。未知の分野に積極的に挑戦する事がさらに求められる。研究が進み遺伝子を調べたら同じ微生物であったという例が、この分野では多くなるはずで、指針が出来たと安心するのは早いと心すべきだ。(T.K)